

答申第 947 号

諮問第 1618 号

件名：喫煙室の廃止が市民サービスの低下になると主張している愛知県課室・職員氏名がわかる文書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 4 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が別表の 3 欄に掲げる日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、本件開示請求に係る 6 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれも不存在を理由として不開示決定をしたものであり、異議申立ての趣旨及び理由も同一であることから、実施機関は、当該 6 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）から請求 6 までの 6 件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項は、それぞれ同表の 4 欄に掲げるとおりである。本件開示請求に係る開示請求書には、「財産管理課に対する開示請求」との記載があり、総務部財産管理課（当時。以下「財産管理課」という。）において

管理する、各開示請求の内容に係る文書を求める趣旨であると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 請求 1、請求 3 及び請求 5

これらの請求は、愛知県の庁舎内の喫煙室（以下「喫煙室」という。）の廃止の検討に係るものであるが、廃止の検討は平成 30 年 7 月 25 日に公布された健康増進法の一部改正に伴い開始されたものである。よって、本件開示請求のあった平成 27 年 12 月 1 日の時点において、廃止の検討は行われていないことから、愛知県の課室及び職員が喫煙室の廃止が市民サービスの低下になると主張することはなく、愛知県の課室が市民サービスとして喫煙室を設置する必要があると主張することもない。また、喫煙室の廃止のスケジュールを作成することもない。

よって、財産管理課においてこれらの請求に係る行政文書は存在していないことから、当該請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

イ 請求 2

当該請求は、喫煙室の廃止についての市民との面談記録に係るものであるが、平成 26 年度及び平成 27 年度に、財産管理課において喫煙室の廃止を求める市民との面談記録は作成しておらず、また、当該面談記録を取得していないことから、当該請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

ウ 請求 4

当該請求は、喫煙室の利用時間に係るものであるが、喫煙室の一回当たりの使用時間、一日当たりの合計時間等の喫煙室を利用する時間について、財産管理課においては把握しておらず、当該請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

エ 請求 6

当該請求は、喫煙室を設置する目的に係るものであるが、喫煙室を設置する目的が受動喫煙の防止であることは明確であるので、このことに関する文書を財産管理課において作成する必要はなく、また、当該文書を取得することもない。よって、当該請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

オ まとめ

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、別表の 3 欄に掲げる日付けで不開示（不存在）決定をしたものである。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が

行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件異議申立てについて

本件は、特定の異議申立人からの大量の異議申立てのうち、財産管理課に対する請求に対して不存在決定がなされたものに対する異議申立てが併合されたものであるところ、前記4のとおり、実施機関により、大量にある請求の内容について、その性質ごとにまとめたうえで不開示理由を整理されていることから、当審査会においても、その整理を踏まえて以下判断する。

(3) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、財産管理課において管理する別表の4欄に掲げる行政文書であると解される。

(4) 本件請求対象文書の存否について

ア 請求2について

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求2に係る文書については、平成26年度及び平成27年度に、財産管理課において喫煙室の廃止を求める市民との面談記録は作成しておらず、また、当該面談記録を取得していないことから、当該請求に係る行政文書を作成又は取得していないとのことであり、また、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、市民との面談の際の記録の作成を義務付ける規程、内規等は存在せず、財産管理課において、請求2の内容に係る文書を探索したが、存在しなかったとのことであることからすれば、当該請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 請求6について

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求6に係る文書については、喫煙室を設置する目的が受動喫煙の防止であることは明確であるので、このことに関する文書を財産管理課において作成する必要はなく、また、当該文書を取得することもないとのことである。

当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、仮に、喫煙室を設置するにあたって、喫煙室を設置する目的が記載された文書が作成されていたとしても、過去の庁舎内の図面を見るに、喫煙室が設置されたのは、平成12年度頃であり、開示請求のあった平成27年12月1日の時点では、保存期間が満了し、廃棄済みであり、存在しなかったとのことであることからすれば、本件開示請求のあった平成27年12月1日の

時点において、当該請求に係る文書が存在しないことについて特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 請求1及び請求3から請求5までについて

当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書が存在しないことについて、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

| 1 請求 | 2 異議申立て年月日 | 3 不開示決定 | 4 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項 |
|------|----------------------|--|---|
| 1 | 平成 27 年 12 月 18 日 | 平成 27 年 12 月 15 日付け 27 財管第 325 号 | 財産管理課に対する開示請求 ・庁舎内に喫煙室を設置していることに関する開示請求 喫煙室の廃止が市民サービスの低下になると主張している愛知県課室・職員氏名がわかる文書 |
| 2 | 平成 27 年 12 月 18 日 | 平成 27 年 12 月 15 日付け 27 財管第 326 号 | 財産管理課に対する開示請求 H26 年度、H27 年度 ・喫煙室の廃止を求める市民との面談記録 |
| 3 | 平成 27 年 12 月 18 日 | 平成 27 年 12 月 15 日付け 27 財管第 327 号 | 財産管理課に対する開示請求 ・庁舎内に喫煙室を設置していることに関する開示請求 喫煙室廃止のスケジュールが記載されている文書 |
| 4 | 平成 27 年 12 月 18 日 | 平成 27 年 12 月 15 日付け 27 財管第 328 号 | 財産管理課に対する開示請求 ・庁舎内に喫煙室を設置していることに関する開示請求 喫煙室を利用する時間（1 回につきの時間、1 日あたりの合計時間が記載されているもの）が記載されている文書 |
| 5 | 平成 27 年 12 月 18 日 | 平成 27 年 12 月 15 日付け 27 財管第 329 号 | 財産管理課に対する開示請求 ・庁舎内に喫煙室を設置していることに関する開示請求 市民サービスとして喫煙室を設置する必要があると主張している愛知県課室が分かる文書（直近年度のもの） |
| 6 | 平成 27 年 12 月 18 日 | 平成 27 年 12 月 15 日付け 27 財管第 330 号 | 財産管理課に対する開示請求 ・庁舎内に喫煙室を設置していることに関する開示請求 喫煙室を設置する目的が記載されている文書 |

(審査会の処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------------|--------------------------|
| 2. 2. 14 | 諮問 |
| 2. 3. 9 | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| 2. 3. 9 | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| 2. 6. 18 (第 595 回 審査会) | 不開示理由等を聴取及び審議 |
| 2. 7. 9 (第 597 回 審査会) | 審議 |
| 2. 8. 14 | 答申 |